

# 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(第8期)を策定しました

## 基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自立した暮らしを安心して続けられるまちづくり

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年ごとに見直しされ、事業計画(第8期)(令和3年度～5年度)を策定しました。

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

## 基本目標 1

健康でいきいきと  
暮らしていける

高齢者をはじめ、すべての住民がいつまでも心身ともに健やかに暮らせる「生きがいに満ち健康に暮らせるまち」をつくりまします。

高齢者が可能な限り介護を必要としない状態で心身ともに健康で、介護予防や様々な活動に参加できる地域づくりを進めます。

## 基本目標 2

介護が必要になっても認知症になっても安心して暮らしていける

高齢者が地域で、自らの知識と経験を生かして役割を担っていただける地域は明るく活力のある地域です。高齢者の介護予防や生きがい活動を促進するとともに、活躍できる環境づくりを目指します。

## 基本目標 3

地域で支えあい助けあいながら暮らしていける

高齢者がいきいきと自立した生活を確保でき、交流活動にも積極的に参加し、すべての住民が共に支えあう、「支えあい助けあって暮らせるまち」をつくりまします。

## 4月から 介護保険料が変わりました。

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数及び介護給付費は年々増加しているため、令和3年度から5年度までの介護保険料が見直されました。

### ■介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。

基準額(年額)

=

町で介護保険の  
給付に係る費用

×

65歳以上の方の  
負担分(23%)

÷

町の65歳以上  
の人数

### ■介護保険料

所得段階	保険料割合	判定基準	年額保険料
第1段階	基準額×0.3 (0.5)	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	18,720円 (31,200円)
第2段階	基準額×0.5 (0.75)	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	31,200円 (46,800円)
第3段階	基準額×0.7 (0.75)	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	43,680円 (46,800円)
第4段階	基準額×0.9	世帯に課税者がおり本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	56,100円
第5段階	基準額	世帯に課税者がおり本人は非課税	62,400円
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,800円
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円未満の方	81,100円
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円未満の方	93,600円
第9段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円未満の方	106,000円
第10段階	基準額×1.8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円未満の方	112,300円
第11段階	基準額×1.9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	118,500円

※第1～3段階の( )内は軽減前の保険料割合と金額です。

☎福祉課介護班 ☎84-1257